



宮 崎 県 公 報

平成21年3月2日(月曜日) 第2062号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定……………(障害福祉課) 1	頁
○重要生息地の指定……………(自然環境課) 1	
○道路の区域の変更(7件)……………(道路保全課) 1	
○道路の供用の開始(5件)……………(“) 3	
○都市計画事業の認可……………(都市計画課) 4	

公 告

○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請…(蛸・鱈・鮫漁) 4	
○行政書士法に基づく処分……………(市町村課) 4	
○二級建築士及び木造建築士試験の実施……………(建築住宅課) 4	
監査委員公告	
○包括外部監査結果報告に対して講じた措置…………… 5	
正 誤	
○平成20年6月19日付け県公報(第1991号)中…………… 9	

告 示

宮崎県告示第 126号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第 283号)第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成21年3月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
戸 嶋 哲 郎	医療法人敬和会戸嶋病院	都城市	内科	平成21年2月1日
力 武 幹 司	医療法人健寿会黒木病院	延岡市	内科	平成21年2月1日
佐々木 雄 一	えびの市立病院	えびの市	内科	平成21年2月1日

宮崎県告示第 127号

宮崎県野生動植物の保護に関する条例(平成17年宮崎県条例第84号)第23条第1項の規定により、次のとおり重要生息地を指定する。

平成21年3月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 名称
家田・川坂湿原重要生息地
- 2 指定の区域
延岡市北川町長井の一部
- 3 指定の区域の保護に関する指針

- (1) 野生動植物の個体群の生息・生育(以下「生息等」という。)のために確保すべき環境
個体の生息等のためには、その生息等環境である湿地等において、良好な水質、草原状態を保ち、外来種の植物除去を行うとともに、園芸植物の移入(植栽)を行わないようにするなど、当該区域の植生を適切に維持することが必要である。
- (2) 生息等環境の維持のための管理の方針
当該重要生息地は、これまで、地域住民による草刈り等の保護活動が行われてきたところである。今後も(1)で掲げた生息等の環境を確保するため、こうした保護活動について、動植物の生息等に支障を及ぼさない適切な時期に、適切な方法で継続することにより、植生の遷移の抑制や日照の確保に努める。

宮崎県告示第 128号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年3月2日から平成21年3月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道 218号	延岡市北方町南久保山字荒平字4696番12地先から同市同町南久保山同字字4696番15地先まで	旧	22.0 ~ 27.2	23.6
				新	22.0 ~ 39.0	

宮崎県告示第 129号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年 3 月 2 日から平成21年 3 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 21号	小林市大字 堤字屋柵佐 1953番 9 地	旧	10.0 ~ 13.0	234.3
			先から同市 同大字同字 1959番10地 先まで	新	13.0 ~ 13.3	234.3

宮崎県告示第 130号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年 3 月 2 日から平成21年 3 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡門 川町大字川 内字舟方39 23番 1 地先	旧	4.6 ~ 35.2	678.7
			から同郡同 町同大字字 下庭谷3890 番 1 地先まで	新	11.2 ~ 44.8	655.9

宮崎県告示第 131号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年 3 月 2 日から平成21年 3 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 4 48号	串間市大字 本城字五社	旧	6.0 ~ 32.8	199.0

			7652番地先 から同市同 大字同字76 33番地先ま で	新	14.0 ~ 32.8	199.0
--	--	--	---	---	----------------	-------

宮崎県告示第 132号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年 3 月 2 日から平成21年 3 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
214	県道	上祝子 綱の瀬 線	延岡市北方 町下鹿川字 滝下申26番 8 地先から	旧	8.2 ~ 9.0	6.0
			同市同町下 鹿川同字申 26番 8 地先 まで	新	13.0 ~ 14.4	6.0

宮崎県告示第 133号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年 3 月 2 日から平成21年 3 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月 2 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
214	県道	上祝子 綱の瀬 線	延岡市北方 町上鹿川字 橋場申 592 番49地先か ら同市同町 上鹿川同字 申 592番49 地先まで	旧	4.3 ~ 9.5	154.3
				新	5.2 ~ 21.6	154.3

宮崎県告示第 134号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年 3 月 2 日から平成21年 3 月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
225	県道	八重原 延岡線	東臼杵郡門 川町大字川 内字古畑25 31番1地先 から同郡同 町同大字字 出来所2612 番1地先ま で	旧	18.6 ~ 51.4	88.3
				新	14.7 ~ 47.4	88.3

宮崎県告示第 135号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年3月2日から平成21年3月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 18号	延岡市北方 町南久保山 字荒平子46 96番12地先 から同市同 町南久保山 同字子4696 番15地先ま で	平成21年3月2日

宮崎県告示第 136号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年3月2日から平成21年3月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 21号	小林市大字 堤字屋祢佐 1953番9地 先から同市	平成21年3月25日

同大字同字
1959番10地
先まで**宮崎県告示第 137号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年3月2日から平成21年3月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡門 川町大字川 内字舟方39 23番1地先 から同郡同 町同大字字 下庭谷3890 番1地先ま で	平成21年3月2日

宮崎県告示第 138号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年3月2日から平成21年3月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
214	県道	上祝子 綱の瀬 線	延岡市北方 町下鹿川字 滝下申26番 8地先から 同市同町下 鹿川同字申 26番8地先 まで	平成21年3月2日

宮崎県告示第 139号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年3月2日から平成21年3月16日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
214	県道	上祝子 綱の瀬 線	延岡市北方 町上鹿川字 橋場申 592 番49地先か ら同市同町 上鹿川同字 申 592番49 地先まで	平成21年3月2日

宮崎県告示第 140号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第59条第 1 項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成21年3月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 施行者の名称
宮崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宮崎広域都市計画道路事業 3・4・9号 吉村通線
宮崎広域都市計画道路事業 3・3・7号 旭通線
宮崎広域都市計画道路事業 3・4・6号 恵美須通線
- 3 事業施行期間
平成21年3月2日から平成26年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
宮崎市吉村町堂ノ後、吉村町橋出、曾師町、吉村町中原及び吉村町大町前地内
使用の部分
なし

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成21年3月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

申請 年月 日	名 称	代表者の氏名	主たる事 務所の所 在地	定款に記載され た目的
平成 21年 1月 21日	特定非営利 活動法人 NPOきづ な	上村 スミ子	宮崎県児 湯郡高鍋 町大字上 江2086番 地24	この法人は、 障害者が地域で 自らが主体的に 自立した生活を おくることができ るよう支援する ために、障害者 共同生活援助

事業を行います。
また、一般市民の障害者に対する理解と正しい認識を深めることを目指して、啓発活動や相談に関する事業を行い、全ての人々が暮らしやすいまちづくりに寄与することを目的とします。

行政書士法（昭和26年法律第 4 号。以下「法」という。）第14条の規定により、次のとおり処分を行った。

平成21年3月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 処分を受けた者
 - (1) 氏名
富高 求
 - (2) 事務所の所在地
宮崎市吉村町大町前甲2203番地 4
 - (3) 登録番号
第99458574号
- 2 処分をした年月日
平成21年2月20日
- 3 処分の内容
15日間の業務の停止（平成21年3月2日から平成21年3月16日まで）
- 4 処分の理由
法第10条に違反したため

建築士法（昭和25年法律第 202号）第13条の規定により、平成21年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の 6 第 1 項に規定する宮崎県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成21年3月2日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 試験の日時

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士試験	平成21年7月5日 (日曜日) 午前10時00分から 午後5時10分まで	平成21年9月13日 (日曜日) 午前11時30分から 午後4時00分まで
木造建築士試験	平成21年7月26日 (日曜日)	平成21年10月11日 (日曜日)

午前10時00分から
午後 5 時10分まで

午前11時30分から
午後 4 時00分まで

2 試験の場所

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士試験	宮崎市霧島1丁目1番地1 JAアズムホール	宮崎市霧島1丁目1番地1 JAアズムホール
木造建築士試験	宮崎市霧島1丁目1番地1 JAアズムホール	宮崎市霧島1丁目1番地1 JAアズムホール

3 受付場所における受験申込

受付場所	受付期間及び受付時間
宮崎市霧島1丁目1番地1 JAアズムホール	平成21年4月13日(月曜日)から 平成21年4月17日(金曜日)までの 午前10時から午後4時まで
延岡市東本小路131番地5 延岡市民協働まちづくりセンター	平成21年4月15日(水曜日)及び 平成21年4月16日(木曜日)の 午前10時から午後4時まで
都城市姫城町7街区8号 都城市中央公民館	平成21年4月13日(月曜日)及び 平成21年4月14日(火曜日)の 午前10時から午後4時まで

4 インターネットによる受験申込

申込サイト	受付期間及び受付時間
財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (http://www.jaeic.jp/)	平成21年4月1日(水曜日)から 平成21年4月7日(火曜日)まで 受付開始日の午前10時から 受付終了日の午後4時まで

5 受験手数料

受験申込受付時における使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)第3条別表第2(第429号)に定める所定の額

6 その他

その他の詳細については、宮崎県県土整備部建築住宅課(電話0985-26-7195)、財団法人建築技術教育普及センター九州支部(電話092-471-6310)又は社団法人宮崎県建築士会(電話0985-27-3425)に問い合わせてください。

監査委員公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定に基づき、宮崎県知事から平成17年度、平成18年度及び平成19年度包

括外部監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により公表する。

平成21年3月2日

宮崎県監査委員 城 倉 恒 雄
宮崎県監査委員 石 井 浩 二
宮崎県監査委員 濱 砂 守
宮崎県監査委員 長 友 安 弘

1 平成17年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置

- (1) 包括外部監査の特定事件
平成16年度補助金(県単補助金について)
- (2) 包括外部監査の結果に基づく措置

【監査対象 新産業支援課 現 工業支援課】

監査の結果	講じた措置
(財団法人宮崎県産業支援財団創業支援等事業費補助金) 補助金交付要綱に規定する収支計算書の様式がおおざっぱで、結果的に実績値の報告が行われていない状況にある。	平成18年4月1日付けで補助金交付要綱の収支予算(決算)書様式を改正し、補助対象事業毎の支出区分を記載することとした。
(みやざき産業クラスター形成推進事業補助金) 委託期間終了後の機械装置等の賃借要件が曖昧であり、他の訓令などにより、通知、報告等の具体的手続き規定を設ける必要がある。 補助金の選定期間を含め、受託者の満たすべき条件及びその選定方法・基準は補助金交付要綱若しくは要領にて明確に規定するべきである。	平成18年4月1日付けで実施要領を改正し、具体的に要件等を規定した。
(産学官連携新技術実用化共同研究推進事業費補助金) 委託期間終了後の機械装置等の賃借要件が曖昧であり、他の訓令などにより、通知、報告等の具体的手続き規定を設ける必要がある。	平成18年4月1日付けで実施要領を改正し、具体的に要件等を規定した。

【監査対象 地域産業振興課 現 商業支援課】

監査の結果	講じた措置
(社団法人宮崎県物産振興センター運営補助金) ①補助金交付要綱が整備不十分であることについて 補助額に関して、補助金交付要綱に「センターの公益事業に	①～③は、補助対象経費を「センターの運営に要する経費のうち管理費支出」と具体的に規定するなど、予算によ

<p>係る運営に要する経費とし、それについての補助額は、予算の範囲内において知事が別に定める額とする。」と規定されているのみであり、「運営に要する経費」を具体的に列挙した細かな要領等の細則は存在しない。この結果、次の②及び③における問題点が生じている。</p> <p>②補助金交付要綱に規定されている公益会計の定義が明確でないことについて</p> <p>宮崎県に提出する実績報告書の収支決算書（公益会計）は、センターの通常総会用の収支決算書（販売事業会計、一般会計）のうち一般会計を組み替えて作成されているが、補助金交付要綱上、公益会計の定義が明確でないため、組替計算の根拠が検証できない。</p> <p>③補助算定率の算定根拠について</p> <p>補助対象とされている職員が販売事業へ従事している時間の取り扱いについて、補助金交付要綱に規定する「公益事業」に該当するかどうか、明確な規定がないため、補助算定率 100% 又は 50% への反映方法が不明である。</p>	<p>る定めと明確に整合性が図られるよう、要綱の一部改正を行い、平成18年度補助金から適用することとした。</p>	<p>るのみであるため、より具体的な収支計算書ベースの経営計画を策定し、着実な財政状態の改善目標を設定すべきである。</p>	<p>ていなかったものである。このため、経営改善計画の附属資料として、平成20年度までの収支計画書を添付することで、財政状態の改善目標をより明確化した。</p>										
<p>【監査対象 財務福利課】</p>													
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">監査の結果</th> <th style="width: 50%;">講じた措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="121 1447 440 1727"> <p>(技能向上指導強化費補助金について)</p> <p>補助金交付要綱の規定が整備不十分である。</p> </td> <td data-bbox="440 1447 743 1727"> <p>本交付要綱の見直しを行い、補助金の交付対象となる経費等について、内容が明確となるよう改正を行った。 (平成18年 9 月 1 日改正)</p> </td> </tr> </tbody> </table>		監査の結果	講じた措置	<p>(技能向上指導強化費補助金について)</p> <p>補助金交付要綱の規定が整備不十分である。</p>	<p>本交付要綱の見直しを行い、補助金の交付対象となる経費等について、内容が明確となるよう改正を行った。 (平成18年 9 月 1 日改正)</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">監査の結果</th> <th style="width: 50%;">講じた措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="807 551 1126 976"> <p>(宮崎県教職員互助会補助金)</p> <p>補助金交付要綱では、「互助会の給付事業及び厚生事業に要する経費」とし、それについての補助額は、定額とするとしているが、今後は、具体的な算出根拠を明示していく必要がある。</p> <p>また、交付決定額と交付確定額が同額であり、精算されていない。</p> </td> <td data-bbox="1126 551 1445 976"> <p>平成18年度から、同補助金交付額については、定額から補助対象事業経費の 2 分の 1 の額とすることとして算出根拠を明確化し、また、事業実績に基づき額の確定を行うこととした。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="807 999 1126 1413"> <p>(財団法人宮崎県奨学会補助金)</p> <p>補助金交付要綱では、「県立高等学校生徒寮の人件費、運営費等の一部に要する経費で定額とする」とあるが、具体的な算出根拠を明示すべきである。</p> <p>また、補助金は概算払いにより支出されているが、交付決定額と交付確定額が同額であり、精算されていない。</p> </td> <td data-bbox="1126 999 1445 1413"> <p>平成18年度から、各寮毎の経費積算書や入寮者数一覧表等を予算執行時に添付することにより、積算根拠を明確化した。</p> <p>また、補助金の精算にあたりっては、補助対象経費の執行状況に応じて、額の確定を行うこととした。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		監査の結果	講じた措置	<p>(宮崎県教職員互助会補助金)</p> <p>補助金交付要綱では、「互助会の給付事業及び厚生事業に要する経費」とし、それについての補助額は、定額とするとしているが、今後は、具体的な算出根拠を明示していく必要がある。</p> <p>また、交付決定額と交付確定額が同額であり、精算されていない。</p>	<p>平成18年度から、同補助金交付額については、定額から補助対象事業経費の 2 分の 1 の額とすることとして算出根拠を明確化し、また、事業実績に基づき額の確定を行うこととした。</p>	<p>(財団法人宮崎県奨学会補助金)</p> <p>補助金交付要綱では、「県立高等学校生徒寮の人件費、運営費等の一部に要する経費で定額とする」とあるが、具体的な算出根拠を明示すべきである。</p> <p>また、補助金は概算払いにより支出されているが、交付決定額と交付確定額が同額であり、精算されていない。</p>	<p>平成18年度から、各寮毎の経費積算書や入寮者数一覧表等を予算執行時に添付することにより、積算根拠を明確化した。</p> <p>また、補助金の精算にあたりっては、補助対象経費の執行状況に応じて、額の確定を行うこととした。</p>
監査の結果	講じた措置												
<p>(技能向上指導強化費補助金について)</p> <p>補助金交付要綱の規定が整備不十分である。</p>	<p>本交付要綱の見直しを行い、補助金の交付対象となる経費等について、内容が明確となるよう改正を行った。 (平成18年 9 月 1 日改正)</p>												
監査の結果	講じた措置												
<p>(宮崎県教職員互助会補助金)</p> <p>補助金交付要綱では、「互助会の給付事業及び厚生事業に要する経費」とし、それについての補助額は、定額とするとしているが、今後は、具体的な算出根拠を明示していく必要がある。</p> <p>また、交付決定額と交付確定額が同額であり、精算されていない。</p>	<p>平成18年度から、同補助金交付額については、定額から補助対象事業経費の 2 分の 1 の額とすることとして算出根拠を明確化し、また、事業実績に基づき額の確定を行うこととした。</p>												
<p>(財団法人宮崎県奨学会補助金)</p> <p>補助金交付要綱では、「県立高等学校生徒寮の人件費、運営費等の一部に要する経費で定額とする」とあるが、具体的な算出根拠を明示すべきである。</p> <p>また、補助金は概算払いにより支出されているが、交付決定額と交付確定額が同額であり、精算されていない。</p>	<p>平成18年度から、各寮毎の経費積算書や入寮者数一覧表等を予算執行時に添付することにより、積算根拠を明確化した。</p> <p>また、補助金の精算にあたりっては、補助対象経費の執行状況に応じて、額の確定を行うこととした。</p>												
<p>【監査対象 労働政策課】</p>													
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">監査の結果</th> <th style="width: 50%;">講じた措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="121 1883 440 2098"> <p>(内水面秩序維持対策事業補助金)</p> <p>財団法人宮崎県内水面振興センターが策定した経営改善計画の数値目標は、平成20年度までの期末正味財産の目標額を定め</p> </td> <td data-bbox="440 1883 743 2098"> <p>経営改善計画の数値目標としては、正味財産のみを表示しており、根拠として作成していた単年収支計画は掲載し</p> </td> </tr> </tbody> </table>		監査の結果	講じた措置	<p>(内水面秩序維持対策事業補助金)</p> <p>財団法人宮崎県内水面振興センターが策定した経営改善計画の数値目標は、平成20年度までの期末正味財産の目標額を定め</p>	<p>経営改善計画の数値目標としては、正味財産のみを表示しており、根拠として作成していた単年収支計画は掲載し</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">監査の結果</th> <th style="width: 50%;">講じた措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="807 1559 1126 2098"> <p>(国民体育大会派遣費)</p> <p>(財団法人宮崎県体育協会補助金)</p> <p>(選手強化対策事業)</p> <p>補助金の確定の通知にあたって平成14年度及び平成16年度は総務課審査印の押印があったが、平成15年度は総務課審査印の押印がなかった。</p> <p>補助金額が多額であるため、厳正な審査の下に補助金の確定がなされた証として総務課審査印の押印がなされなければならない。</p> </td> <td data-bbox="1126 1559 1445 2098"> <p>補助金の額の確定を通知するにあたっては、より厳正な確認を行うよう改めた。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		監査の結果	講じた措置	<p>(国民体育大会派遣費)</p> <p>(財団法人宮崎県体育協会補助金)</p> <p>(選手強化対策事業)</p> <p>補助金の確定の通知にあたって平成14年度及び平成16年度は総務課審査印の押印があったが、平成15年度は総務課審査印の押印がなかった。</p> <p>補助金額が多額であるため、厳正な審査の下に補助金の確定がなされた証として総務課審査印の押印がなされなければならない。</p>	<p>補助金の額の確定を通知するにあたっては、より厳正な確認を行うよう改めた。</p>		
監査の結果	講じた措置												
<p>(内水面秩序維持対策事業補助金)</p> <p>財団法人宮崎県内水面振興センターが策定した経営改善計画の数値目標は、平成20年度までの期末正味財産の目標額を定め</p>	<p>経営改善計画の数値目標としては、正味財産のみを表示しており、根拠として作成していた単年収支計画は掲載し</p>												
監査の結果	講じた措置												
<p>(国民体育大会派遣費)</p> <p>(財団法人宮崎県体育協会補助金)</p> <p>(選手強化対策事業)</p> <p>補助金の確定の通知にあたって平成14年度及び平成16年度は総務課審査印の押印があったが、平成15年度は総務課審査印の押印がなかった。</p> <p>補助金額が多額であるため、厳正な審査の下に補助金の確定がなされた証として総務課審査印の押印がなされなければならない。</p>	<p>補助金の額の確定を通知するにあたっては、より厳正な確認を行うよう改めた。</p>												
<p>【監査対象 水産政策課】</p>													

(生涯スポーツ拠点施設整備促進事業補助金)

平成15年度及び平成16年度は生涯スポーツ拠点施設整備促進事業補助金交付要綱によっている。この交付要綱第9条で「規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった年度の翌年度4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。」とあるが、平成15年度は高城町の工事目的物引渡書日付が平成15年8月1日であるのに補助事業実績報告書日付は上記交付要綱期限後の平成15年12月16日となっていた。

また、交付決定通知書の交付決定に付した条件で、「補助事業が予定の期間内に完了しない場合にはあらかじめ知事の承認を受けなければならない。」とあるが、下記につき知事承認を記した書類が綴られていなかった。

記

平成15年度

・都城市

予定工事終期 H16. 2. 15
実績工事終期 H16. 2. 27

・西都市

予定工事終期 H15. 11. 15
実績工事終期 H15. 12. 19

・日向市

予定工事終期 H15. 12. 25
実績工事終期 H16. 3. 19

平成16年度

・都城市

予定工事終期 H17. 1. 31
実績工事終期 H17. 3. 18

・諸塚村

予定工事終期 H17. 3. 10
実績工事終期 H17. 3. 25

補助事業に係る実績報告については、補助金交付団体に提出期限を厳守するよう指導するとともに、工事期間の変更等事業計画に変更がある場合は、事前に承認を得るなど、交付要綱や交付条件に即した事業を行うよう指導した。

監査の結果	講じた措置
<p>(社団法人宮崎県林業公社貸付金)</p> <p>宮崎県林業公社の長期借入金返済計画は、宮崎県が今後20年間新規貸付を実施することが必要条件となる。それが満たされることを条件に、今現在清算するより、すでに伐採期に入り、伐採収入(主伐・間伐収入)からの自己資金による借入金返済が可能と見込まれる以上、「事業継続」を採用し長期借入金を返済していくべきものとする。</p> <p>宮崎県の宮崎県林業公社に対する貸付金も、この計画に基づく事業が継続する限り、全額返済が見込まれる。</p>	<p>県では、林業公社に期待される役割や県の財政負担などの観点から総合的に検討を行い、平成19年9月に林業公社として存続させることが最も適切と判断した。</p> <p>この判断を受け、林業公社では、平成19年10月に今後取り組むべき基本的事項を定めた「経営方針」を定めるとともに、平成20年3月に平成20年度を始期とする新たな「第3期経営計画」を策定し、経営改善に努めながら事業を継続することとした。</p>

【監査対象 環境対策推進課】

監査の結果	講じた措置
<p>(宮崎県環境整備公社貸付金)</p> <p>今後の運営については、稼働直後であり、関係市町村全ての一般廃棄物搬入が平成21年度からであることから、廃棄物搬入量の予測が困難ということや、現在、産業廃棄物の市場動向調査を行っていることから、中長期の収支計画は策定中であり、監査時点での判断はできなかった。</p>	<p>平成18年度に平成31年度までの収支内容の分析及び検討を行うための長期収支見込を策定し、以降、適宜その改訂量の策定を行い、公社運営に係る中長期的な検討を行うこととした。</p>

【監査対象 経営金融課】

監査の結果	講じた措置
<p>(宮崎県中小企業融資制度貸付金)</p> <p>損失補償の請求について信用保証協会が県に提出する損失補償金交付申請書の「回収方法」の欄を人的担保、物的担保に分けて記載する様式に変更すべきである。</p>	<p>人的担保、物的担保に分けて記載する様式に変更した。</p>

【監査対象 財務福利課】

2 平成18年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置

(1) 包括外部監査の特定事件
平成17年度貸付金

(2) 包括外部監査の結果に基づく措置

【監査対象 森林整備課】

現 社団法人宮崎県農業振興公社】

監査の結果	講じた措置
<p>(宮崎県育英資金貸付金)</p> <p>宮崎県育英資金設置要綱により定められた選考委員会の選考員が全て県職員のみであり、採用者選考の客観性、透明性、公平性を外観的に高めるため、県職員以外の外部有識者の登用も検討されるべきと考える。</p>	<p>「宮崎県育英資金選考委員会設置要綱」の改正を行い、平成19年度から、県職員以外の有識者を選考委員に加えることとした。</p>

3 平成19年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置

(1) 包括外部監査の特定事件

「宮崎県公社等改革指針」（平成16年3月）に基づく公社等改革の評価について

(2) 包括外部監査の結果に基づく措置

【監査対象 財団法人宮崎県看護学術振興財団】

監査の結果	講じた措置
<p>平成18年度決算に係る財務諸表について、仕訳の誤りなど、修正すべき点がある。</p>	<p>指摘のあった考え方に沿う形で、18年度決算に係る財務諸表の再整理と19年度決算に係る財務諸表の作成を行った。</p>

【監査対象 財団法人宮崎県産業支援財団】

監査の結果	講じた措置
<p>新公益法人会計基準の適用について</p> <p>「代位弁済引当金」の計上額の算定方法として、債務保証が実際に起こった場合の金額を引き当てしていること、及びその同額を特定資産に計上していることは過大引当となる。</p>	<p>平成20年2月に「代位弁済引当金等の計上に関する定め」を策定し、算定基準に基づき所要額を引き当てるよう改善した。</p>

【監査対象 社団法人宮崎県労働者福祉団体中央会】

監査の結果	講じた措置
<p>旧公益法人会計基準において、作成すべき計算書類の未作成の書類があった。</p> <p>駐車場資産の運用において、駐車場部門の剰余金を一般会計へ繰越利益剰余金として計上している。適正な会計処理をされたい。</p>	<p>平成19年度決算より、新会計基準へ移行し、作成すべき計算書類はすべて作成した。</p> <p>資産運用の特別会計を設け、一般会計との繰入・繰出処理をするよう、適切な会計処理へ改善した。</p>

【監査対象 社団法人宮崎県農業開発公社

監査の結果	講じた措置
<p>①貸借対照表一般正味財産の部（うち特定資産への充当額）がゼロとなっている。</p> <p>また、計上額に誤りがある。</p> <p>②正味財産増減計算書の指定正味財産増減の部において「基本財産運用益 2,016千円」、「一般正味財産への振替額 2,016千円」が計上漏れである。</p> <p>③有価証券計上額及び評価基準及び評価方法記載の誤り。</p> <p>④投資有価証券取得の処理及び償却原価法適用の誤り。</p> <p>⑤退職給付引当金関係の処理の誤り。</p>	<p>①平成19年度決算において、前期損益修正損益として退職給付引当資産の取崩・繰入を修正する措置を講じた。</p> <p>②平成19年度決算から適正な仕訳に改めた。</p> <p>③平成19年度決算において、前期損益修正損益として有価証券の償却原価法による正しい額に修正する措置を講じ、注記の表示も改めた。</p> <p>④平成19年度決算から、基本財産の投資有価証券としての計上に改めた。</p> <p>⑤平成19年度決算において、前期損益修正損益として退職給付費用を修正する措置を講じ、引当金の残高を正しい額に改めた。</p>

【監査対象 社団法人宮崎県畜産協会】

監査の結果	講じた措置
<p>平成18年度の財務諸表は、統合された4団体のそれぞれの全国協会から会計処理に対する通達等により作成されている。しかし、新公益法人会計基準に対する解釈や仕訳の方法等は、現在公表されている新公益法人会計基準関係の資料から判断すると理解できないものがあると考えられる。</p>	<p>会計処理の見直しの検討を行い、基金事業に関する補助金については、簡便法2（補助金等が国又は地方公共団体等の補助金等交付業務を実質的に代行するもので、当該補助金を第三者へ交付する義務を負担する場合には、預り補助金として負債計上できる）のとおり、預かり補助金として処理し、負債計上を行い改善した。</p>

【監査対象 財団法人宮崎県内水面振興センター】

監査の結果	講じた措置
<p>①正味財産増減計算書の指定正味財産増減の部に「基本財産運用益 6千円」、「一般正味財産への振替額 6千円」が計上されているが、基本財産（預金）の運用益であるため、一般正味財</p>	<p>①基本財産の運用益は、一般正味財産に直接計上することとした。</p>

<p>産増減の部に直接計上すればよく、指定正味財産の部に計上する必要はない。</p> <p>②特定資産として、90,399千円固定資産の部に計上されているが、特定資産運用益が正味財産増減計算書に独立科目で計上されていない。</p> <p>③特定資産（固定資産）に「経営安定対策積立金56,000千円」が計上されているが、この財源は県からの補助金であり、交付要綱により用途が限定されているため、この特定資産は指定正味財産ということになるが、貸借対照表には指定正味財産の部にこの特定資産に対応する指定正味財産が計上されておらず、一般正味財産に計上されているため振替処理が必要である。</p>	<p>②特定資産運用益を正味財産増減計算書に独立科目で計上した。</p> <p>③経営安定対策積立金のうち、県からの補助金を財源とする部分については、一般正味財産から指定正味財産への振替処理を行った。</p>
---	--

【監査対象 財団法人宮崎県水産振興協会】

監査の結果	講じた措置
<p>①財団法人宮崎県漁業振興基金の解散に伴う残余財産の受け入れに係る会計処理等について、財団法人宮崎県水産振興協会が受け入れた受取寄附金 503,988千円のうち、500,000千円は基本財産として積み立てるべきである。</p> <p>②基本財産として保有するユーロ円債については、公益法人の基本財産としては安定性に欠け、その運用及び流動性について予見的な判断の必要な投資先であり、基本財産に運用としては十分な検討が必要である。</p>	<p>①平成20年3月27日当協会理事会において、当該寄附金のうち 443,309千円を基本財産に組み入れることを決定した。また、残額については、財団法人宮崎県漁業振興基金から引き継いだ事業の財源として、適切な事業運営の観点から、指定正味財産（特定資産）で管理運営するよう指導することとした。</p> <p>②国の「公益法人の設立許可及び指導監督基準」に留意し基本財産の運用を行うこととした。</p> <p>なお、ユーロ円債については平成20年7月までに償還済であり、その後は定期預金で運用している。</p>

正 誤

平成二十一年六月十九日付の県公報（第十五百九十一号）中

へん	改	行	誤	正
十	下	八	〇	「〇」